

岩国駅前南地区

市街地再開発ニュース第3号

発行：岩国駅前南地区市街地再開発組合

岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業

7/30

事業計画が認可されました！

組合員をはじめ行政等の関係者のみなさまのご協力のおかげで、2024年7月30日（火）に組合の事業計画の県認可、及び告示がなされました。

事業計画は、地区の概要、施設計画、資金計画、施行期間を定めたものです。前倒し組合設立以降、事業計画の県認可をめざし進めて参りました。事業計画に対する同意書の提出など、組合員のみなさまにご協力いただき、改めて感謝申し上げます。

次のステップでは、権利変換計画の認可申請に向けた準備を進めていきます。まず、組合員の皆様が所有されている土地、建物の権利の内容を確定するため、「土地調書・物件調書」に署名・押印を頂きます。また、転出希望者（権利変換せず転出される所有者様）には、「**金銭給付等希望申出書※**」を本年8月28日（水）までに組合へご提出して頂きます。この件については、順次ご連絡させていただきますのでよろしくお願い致します。

なお、事業計画の認可に先立ち、定款および事業基本方針の変更については、2024年6月14日（金）に認可されておりますことを、あわせてご報告させていただきます。



事業計画の認可書写し

※金銭給付等希望申出書について

都市再開発法第71条に規定されている手続きです。事業計画が認可公告された日から30日以内に、権利変換を希望しない（転出）方や金銭給付を希望する方、あるいは、権利変換をする方の中で資産の一部を金銭に変えたい方に提出して頂きます。

2024年度 通常総会の開催！

2024年6月27日(木)14時半より新岩国ビル3階会議室にて【2024年度通常総会】が開催されました。組合員数26名の内、25名(委任状、議決権行使書含む)が出席し、過半数を大きく上回り、総会は成立いたしました。また、第一号議案(2023年度事業報告並びに決算報告の件)について採決の結果、出席者の過半数以上の賛成により可決・承認されました。



採決の様子

アスベスト・PCB 調査にご協力ください



2025年4月以降に開始する地区内の建物除却工事に関して、アスベスト調査を事前に行います。建築物等の解体・改造・補修工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律が2020年6月5日に公布され、2021年4月1日に施行されました。法律改正を遵守し、石綿含有建材の見落としなど不適切な事前調査を防止するため、一定規模以上等の建築物等の解体等工事については、石綿含有建材の有無にかかわらず、調査結果の都道府県等への報告を義務づけられることになりました。

また、PCB(ポリ塩化ビフェニル)調査(高濃度/低濃度)も併せて行います。PCBが使用された代表的な電気機器(照明器具等)には、変圧器やコンデンサー、安定器があります。人体への悪影響が生じる恐れがあり、適切に保管・処理する必要があるため2001年6月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特措法)が公布され、同年7月15日から施行されました。

調査日時については、事務局よりあらためてご案内させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

■お問い合わせ先

岩国駅前南地区市街地再開発組合 事務局

住所：〒740-0018 岩国市麻里布町1-4-3 新岩国ビル2階

電話：0827-35-5150 FAX：0827-35-5151 営業日時：月～金(祝日を除く)10時～17時

